

令和7年10月22日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月22日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大阪	大東	3両x20日	奈良	明日香	1両x117日
大阪	住吉	2両x30日	奈良	吉野	3両x30日 1両x31日
兵庫	市島	1両x60日	奈良	野迫川	1両x156日
京都	宇治	4両x17日 1両x18日	滋賀	新旭	1両x63日 1両x64日
京都	南山城	1両x139日			

3. 処 分 日

令和7年10月22日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448